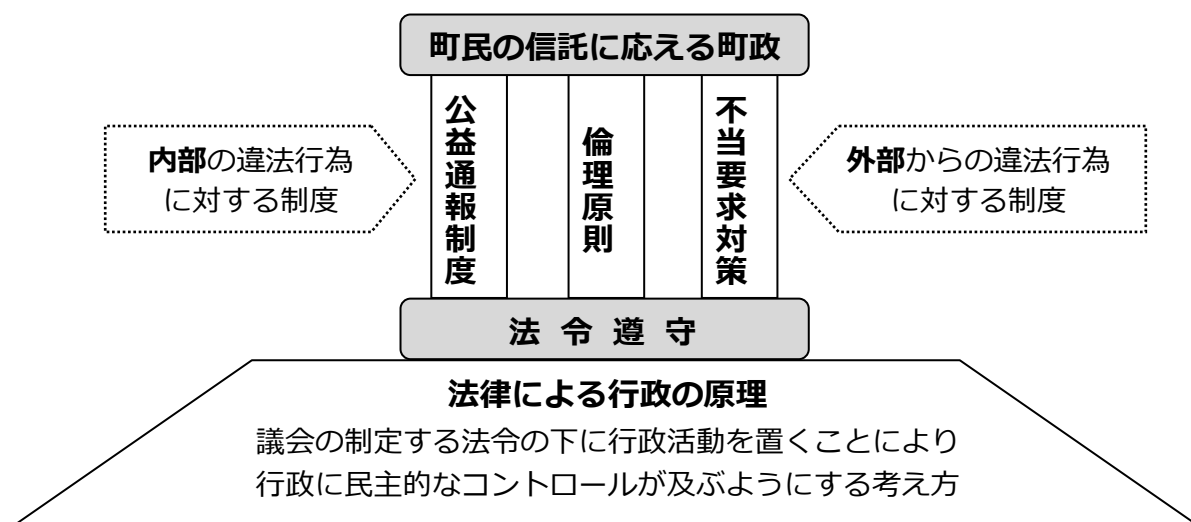


信頼される町政をめざして

平成 27 年 10 月



1 新条例の制定背景等

地方行政権（公権力）を担う自治体職員は、「法律による行政の原理」に則り、法令を遵守し職務を公正に執行しなければなりません。しかし残念なことに、全国的な動向として自治体職員の不適切な職務遂行の例は後を絶たず、これを防ぐためにも、法令の遵守及び倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備する必要がありました。

また、本町では、自治基本条例第 43 条において、行政運営における違法又は不当な事実を職員が放置せず隠蔽せず、適法かつ公正に運営すべきことを確認し、公益通報（内部告発）をした職員が不当な扱いを受けることのないよう、必要な体制の整備を定め、『自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプラン』においても、関係条例の制定を計画に掲げていました。

そこで、予防的な観点から組織的にリスク・マネジメントに取り組む体制を整え、もって町民の信託に応える町政を確保するため、新たに「美幌町法令遵守の推進に関する条例」（法令遵守条例）を制定しました（平成 27 年 3 月 19 日公布、同年 6 月 1 日施行）。

2 新条例の 3 本柱と第三者機関

法令遵守条例は、法令遵守を確保する具体的な手段として、次の 3 つの制度を柱とします。

（ア）内部の違法行為に対する公益通報（内部告発）制度の整備

（イ）外部からの不当要求行為に対し、専門的な知見に基づく対応を可能とする体制の整備

（ウ）関係法令に基づく職員等の倫理原則の確認

また、切実な公益通報があったときに真摯に向き合うには、手続の第三者性を確保する必要があることから、第三者機関として法令遵守審査会という附属機関を設置し、その委員に法的専門知識を有する外部人材を登用して活用する仕組みを採用しています。

3 新条例施行後の運用（法令遵守審査会の設置等）

6月に施行した法令遵守条例に基づき、第三者機関として法令遵守審査会が設置され、平成27年9月18日付けで3名の委員が委嘱されました。また、同日の初会合において、会長と、公益通報の窓口等を担う法令遵守相談調査員が、委員の互選で決まりました。

- ・ 会 長 杉本義明氏（司法書士）
- ・ 相談調査員 高坂登貴雄氏（総務省行政相談員）
- ・ 委 員 菅原雅之氏（税理士）

今後は、10月1日の庁内連絡会議（管理職会議）での周知を受けて、制度概要や公益通報の手続に関する詳細資料を全職員に向けて庁内LANで周知する予定です。

また、審査会の委員が庁内を挨拶周りする等、委員の紹介の機会を10月中に設ける予定です。

その他、審査会の初回議事録を含めて、法令遵守条例の詳しい説明等は、近日中に町ウェブサイト等で公開する予定です。

4 参考1（関係する自治基本条例の抜粋）

（基本原則）

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

（1）町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。

（2）～（4） 略

（議員の責務）

第28条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2～3 略

（町長の責務）

第33条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2～4 略

（公益通報）

第43条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがある場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。

2 行政は、公益通報を行った職員に対し、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障しなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。

5 参考2（リスク・マネジメント全体から見た法令遵守の位置付け）

※ 条数は自治基本条例

